

第4章

みんなが生涯現役で

住みよい健康長寿のまちの形成

第1節 みんなが生きいきと安心して暮らせるまちづくり

福祉のまちづくり

前期の主な取り組み

- 平成20年度に佐久市地域福祉計画*を策定するとともに、地域に密着した福祉サービスのため、民生児童委員や社会福祉協議会、地域団体など関係機関との連携強化を進め、地域課題を共有する地域福祉ネットワークの整備を推進しています。
- 地域の相談役である民生児童委員活動を充実し、地域福祉の向上のため活動しやすい環境づくりを推進しています。
- ボランティアによる福祉施設訪問や障害者福祉展、障害者スマイルライフフェスタなどを通じて高齢者・障がい者などの交流を推進しています。
- 各区の災害時住民支え合いマップ*の策定を促進し、平時から情報の収集や共有を通じて地域における支え合いの心が育つ社会環境づくりに努めています。

現状と課題

- すべての人が等しく、家庭や住み慣れた地域でお互いに思いやり、尊重しながら、安心して生活を送ることができるよう、社会福祉の意識の高揚を図る必要があります。
- 民生児童委員や関係機関との連携強化により、地域住民の支え合いの精神や社会福祉の理念について啓発する必要があります。
- 地域福祉ネットワークの充実により、民生児童委員や福祉ボランティアなどが地域で活動しやすい環境づくりを進める必要があります。
- ボランティアの高齢化などにより人数が減少傾向にあることから、団塊世代の取り込みなど、ボランティアの育成と、組織の充実を図る必要があります。
- 地域の社会福祉活動の活発化のため、参加の場や行事などについて、情報提供や周知を強化する必要があります。

後期の主な取り組み

- (1) 地域福祉の推進
 - 市内の小・中・高校生を対象とした福祉体験学習などを充実し、福祉の心を育てる教育を推進します。
 - 地域コミュニティを育成するとともに、関係機関や団体の連携を強化し、地域福祉ネットワークの充実を図ります。
- (2) ボランティア活動の促進
 - 社会福祉協議会、NPOなどと連携し、ボランティア組織の充実と活動を促進します。
- (3) 社会参加の促進
 - 各種福祉団体などの学習活動や社会活動を支援し、参加交流機会を増やします。

目 標

項目(単位)	現状値	目標値
福祉体験教室開催回数 (回/年)	14 [H22]	16

チャレンジ!!

全地区が災害時住民支え合いマップを完成し、必要に応じて見直し更新を行います。
(B 弱点克服プロジェクト)

*佐久市地域福祉計画：「みんなが生涯現役で住みよい福祉のまちづくり」という基本理念のもと、地域の高齢者・障がい者・子育て家庭・外国人など、支援を必要としている人を地域全体で支え、誰もが住み慣れた地域で安心してその人らしく生活できる仕組みを作るための計画。

*災害時住民支え合いマップ：災害時に地域住民が助け合って安否確認や避難誘導を行い、一人で避難することが難しい障がい者や高齢者などを含めた全員が無事に避難できるように策定される行動計画。

高齢者福祉・介護保険

前期の主な取り組み

- 高齢者支援事業は、高齢者の生活支援や施設入所待機者の解消に向けて毎年事業の見直しを行いながら、サービスを提供するとともに、「シルバーランドキシの」などの施設整備を進めました。
- 平成18年度創設の地域支援事業により介護予防活動を充実させ、予防から介護まで一貫性・連続性のあるサービス体系を構築しました。
- 介護者支援の施策として、座談会や交流事業、介護用品の支給などを充実させました。
- 第4期の佐久市介護保険事業計画に基づき、平成23年度に開所した認知症高齢者グループホーム、平成24年度開所となる特別養護老人ホーム、平成25年度開所予定の認知症高齢者グループホームなど、民間のノウハウを活かした施設整備を推進しています。

現状と課題

- 佐久市老人福祉計画・佐久市介護保険事業計画*に基づき、引き続き高齢者支援施策の充実と、施設入所待機者の解消に取り組む必要があります。
- ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が増加する中で、高齢者に対する虐待や孤独死の防止、法律行為*を自分で行うことが困難な認知症高齢者の権利保護や成年後見制度*など、新しい社会福祉問題にも対応する必要があります。
- 地域包括支援センターを中心に、二次予防対象者*・一般高齢者に対し、介護予防事業を推進する必要があります。
- 介護保険制度の適正な事業運営や、生活圏域を踏まえながら、介護施設を計画的に整備するとともに、様々な機会を通じ、介護保険制度の適正な運営を推進する必要があります。

後期の主な取り組み

- (1) 高齢者支援サービスの推進
 - 保健・医療・福祉・介護の各分野の連携により高齢者を支援します。
 - 高齢者の生きがい事業を推進するとともに、食事や運動を中心とした介護予防、疾病予防、生活支援対策など、地域支援事業を推進します。
 - 高齢者虐待や孤独死を未然に防ぐため、地域ぐるみで協力し相談し合えるネットワークの構築に努めます。
 - 地域包括支援センターとの連携を強化し、介護・生活相談体制の充実を図るとともに、介護予防を推進します。
 - 介護者支援のため、民間との連携を強化するなど、環境整備を推進します。
- (2) 高齢者福祉施設の整備
 - 佐久市介護保険事業計画に基づき、民間と連携しながら地域密着型の介護保険施設などの整備を促進します。
- (3) 介護保険の適正な運営
 - 介護保険法に基づき、適正な事業運営を進めます。
 - 介護保険制度の円滑な運営のため、サービス内容や制度の仕組みなどの周知を図ります。
- (4) 成年後見制度の利用促進
 - 判断能力が低下した認知症高齢者などを法的に保護するため、佐久広域成年後見支援センター*と連携し、成年後見制度の利用を促進します。
 - 保護を必要とする人の財産管理や身上監護*、地域ぐるみでの見守りなどが本人の意思や心身の状態に配慮しながら円滑に行われるよう、制度の普及に努めます。

目標

項目(単位)	現状値	目標値
介護予防事業の参加者数(人/年)	19,095 [H22]	23,500

チャレンジ!!

介護予防事業を通じ、健康寿命*を延ばします。
(A 魅力倍増プロジェクト)

* 法律行為: 売買契約、財産管理、施設入所など、意思表示をもとに権利義務関係を発生させること。
 * 二次予防対象者: 介護が必要な状態になる可能性のある高齢者のこと。
 * 佐久市老人福祉計画・佐久市介護保険事業計画: 佐久市が3年ごとに策定する、高齢者福祉事業や介護保険の保険給付など、高齢者に関する各種の保健福祉事業を円滑に実施するための計画。
 * 成年後見制度: 判断能力が十分でない人が、法律面や生活面で不利益を被らないように、家庭裁判所に申立てをして、援助・保護してくれる人を付けてもらう制度。

* 佐久広域成年後見支援センター: 判断能力が十分でない人が地域で安心して生活できるよう、佐久広域の市町村や専門家が協働して成年後見制度に対する情報発信や相談業務、家庭裁判所への申立ての支援などをしていく拠点組織。
 * 身上監護: 要介護認定の申請、入院・通院時の付き添い、住居の確保など、保護を必要とする人の日常生活の支援をすること。
 * 健康寿命: 日常的に介護を必要としないで自立した生活ができる生存期間のこと。

障がい者福祉

前期の主な取り組み

- 平成21年度から平成30年度を計画期間とする第一次佐久市障害者プラン*を策定しました。
- 佐久市障害者自立生活支援センター*及び佐久障害者相談支援センター*の相談員、関係機関などの連携により、障がい者の社会参加促進と経済的自立の支援を行っています。
- 佐久障害者相談支援センターや保健師などを中心とした相談窓口と、児童デイサービスその他のサービス実施機関との連携により、療育を必要とする児童に対し円滑な支援を行える体制を整備しました。
- 平成20年度に地域活動支援センター*中込共同作業センターを開設しました。

現状と課題

- 誰もが社会を構成する一員として自分らしく安心して生活できるように、佐久市地域福祉計画や佐久市障害者プランに基づいた総合的、継続的な施策を推進する必要があります。
- 障がい者のニーズに合ったサービスを総合的・継続的・一体的に提供することにより、一人ひとりが尊重され安心して社会参加ができる環境を整備する必要があります。

* 佐久市障害者プラン：佐久市における障がい者の自立支援や社会参加を促進し、地域で生き生きと安心して暮らせるまちづくりを推進するために策定した指針。
 * 佐久障害者相談支援センター：平成19年度に佐久市、小諸市、南佐久郡、北佐久郡の11市町村が共同して設置した、障がい者の生活・就業・保健福祉サービスの利用などについての相談支援事業を行う機関。
 * 佐久市障害者自立生活支援センター：障がい者が地域で安心して生活していけるよう、相談や情報提供、技術・知識習得のサポート、家族に対する支援などを総合的に行う組織。
 * 地域活動支援センター：働く事が困難な障がい者を対象に、製品づくりや地域の人々との交流などを通じて社会参加を促進し、就労できるよう支援するための施設。

- 障害者自立支援法により身体・知的・精神障がい者への支援が一元化され、そのサービス量は年々増加しています。
- 一人ひとりの障がい児に対し、各年齢期を通じて支援計画の作成と、時々に応じた的確なサービスを結びつけるコーディネート機能が重要となります。
- 近年発達障がいに対する社会的関心が高まっており、早期発見・早期支援など、きめ細やかな対応を図る必要があります。
- 佐久障害者相談支援センターなどを中心とした恒常的な関係者連絡会議を行うなど、わかりやすく利用しやすい相談支援体制を確立する必要があります。
- 平成24年度から佐久広域連合に移管する佐久障害者相談支援センターや、新設される成年後見センターに対し、支援・連携を図る必要があります。
- 障がい福祉サービス事業所の整備により、障がい者の社会生活への適応訓練、就労継続支援を実施していく必要があります。

後期の主な取り組み

- (1) 障がい者福祉サービスの充実
 - 佐久市地域福祉計画や佐久市障害者プランに基づき、障がい者が地域の一員として自立し、社会参加できる環境づくりを推進します。
 - 障害者自立支援法に基づき、障がい者福祉サービス及び相談体制の充実を図ります。
 - 障害者自立生活支援センターにおける相談・自立支援体制を充実させます。
- (2) 障がい児及び発達が気になる児童などに対する支援
 - 保健・医療・福祉・教育など関係機関と連携し、障がいや発達の問題の早期発見と早期支援に努めます。
 - 障がいのある子ども一人ひとりが充実した生活を送りながら成長することができるよう、関係機関と連携し、相談・支援体制の充実を図ります。
 - 研修会や講演会の開催などを通じて、障がい児支援に携わる関係者の支援技術の向上を図るとともに、広く障がいに対する理解と認識を高めます。
- (3) 障がい者施設の充実
 - 障がい者が地域で安心して暮らすことができるよう、バリアフリーなどに配慮した環境整備を支援します。
 - 利用者のニーズに合った障がい者施設の計画的整備を推進します。
- (4) 障がい者の社会参加の支援
 - 障がい者団体による学習・活動の支援に努め、障がい者の社会参加を促進します。
 - 障がい福祉サービス事業所の整備により、障がい者の就労支援を推進します。

目標

項目(単位)	現状値	目標値
相談支援事業実施事業所数(事業所)	5 [H22]	20

チャレンジ!!

障がい児・者及び家族に対するライフステージに応じた一貫した相談支援体制の充実を目指します。
 (A 魅力倍増プロジェクト)

母子父子福祉・低所得者福祉

前期の主な取り組み

- お兄さんと遊ぶ事業で児童の自立心や社会性を養うとともに、児童館での家庭相談員による相談の実施により不安解消を図りました。
- 高等技能訓練促進費*・自立支援教育訓練給付金*などを通じ、ひとり親世帯の経済的自立を支援しています。
- 子ども特別対策推進員、母子相談員、就業支援員などによる相談支援により、ひとり親世帯への支援と児童の健全育成が図られています。
- 国の制度改正により、平成22年度から父子家庭にも児童扶養手当が支給されることとなり、経済的な生活支援が図られています。
- 全保育園での延長保育や小学校通学区ごとに1館の児童館整備により、就労と育児の両立環境を整備しました。
- 生活保護受給者に対しては、法の適用により最低生活の保障を図るとともに、就労支援事業を通じて経済的・社会的自立を促しています。

現状と課題

- ひとり親世帯や、両親と過ごす時間の少ない児童などを対象に、地域全体で健全育成を支援する機会の充実が求められています。
- 高等技能訓練促進費などの制度活用などにより、ひとり親世帯の生活の安定と経済的自立に対する支援を一層強化する必要があります。
- 経済状況の低迷などにより、生活保護世帯の一層の増加が懸念されており、自立に向けた支援の強化と法律に基づく適正な制度運用を行う必要があります。

後期の主な取り組み

- (1) 母子・父子福祉の充実
 - ひとり親世帯や両親と過ごす時間の少ない児童を対象に、児童館を活用した事業の拡充を図ります。
 - 子ども特別対策推進員、母子相談員、就業支援員などによる各種相談体制の強化、日常生活支援事業の充実により、ひとり親世帯への支援を図ります。
 - 県母子寡婦福祉資金*や高等技能訓練促進費、自立支援教育訓練給付金などの活用を促進し、ひとり親世帯の経済的自立を支援します。
- (2) 低所得者福祉の充実
 - 生活保護法に基づき、適正に生活保護を運用します。
 - 低所得者世帯の経済的・社会的自立のため、関係機関や民生児童委員などとの連携を強めながら相談支援体制の強化を図ります。

目 標

項目(単位)	現状値	目標値
自立支援教育訓練給付金・高等技能訓練促進費受給者数(人/年)	4 [H22]	6

* 高等技能訓練促進費:母子家庭の母が看護師や介護福祉士等の資格取得のために修業する場合に、修業期間中の学費や生活費の負担を軽減するために支給される一時金。
* 自立支援教育訓練給付金:母子家庭の母を対象に、就業のための技術習得や能力開発のための講座受講料などの負担を軽減するために支給される一時金。

* 県母子寡婦福祉資金:長野県が母子家庭などの経済的自立と扶養している子どもの健やかな成長を目的として運用している貸付資金。

第2節 ころとからだの健康づくり

健康増進

前期の主な取り組み

- 平成23年度に合併後第4期目の保健補導員709名を委嘱するなど、保健補導員を充実させました。
- 森林セラピー基地の充実、健康づくり市民のつどい・健康づくり大学実践講座・からだスッキリ教室の開催などにより、健康意識が向上しています。
- 平成23年度に佐久市食育推進基本計画*を策定しました。
- 口腔歯科保健センターの設置により、各年代での口腔歯科保健事業の効果的な実施が図られています。

現状と課題

- 保健補導員を継続して育成し、地域と一体となった保健予防活動や健康づくり施策を進める必要があります。
- 健康づくりに関する各種事業を通じて、市民一人ひとりが健康に対する意識を高めながら、安心して生活ができる環境の整備に努める必要があります。
- 核家族化やライフスタイルの多様化に伴う食生活の変化により、栄養の偏りや朝食欠食など食習慣の乱れにつながっている状況がみられることから、健全な食生活の普及に向けた食育活動が求められています。
- 食育をより一層推進するため、地域の食育を担う食生活改善推進協議会の育成や連携協力が求められています。
- 歯と口腔の健康に関する事業について、さらに周知を進める必要があります。
- 市民が心身ともに健康でいられるよう、森林セラピー基地や健康運動施設などの利用を通じた健康増進活動を促進する必要があります。
- 特定健康診査データなどを集約し、健康管理・健康増進に有効活用するため、既存の健康管理システムを改修する必要があります。

(1) 地域保健組織の育成

- 地域と一体となった保健予防活動を行うため、保健補導員を育成し、地域自主活動を活発にしながら市民の健康に対する意識を高めます。
- 保健補導員が任期終了後も地域において自主活動が継続できるように、支援に努めます。
- 地域の人々が支え合いながら楽しく健康増進を行えるよう、保健補導員会や食生活改善推進協議会などの地域組織を育成し、健康に関する各種事業活動を促進します。

(2) 健康づくり活動の推進

- 市民ニーズに応じた各種健康づくりに関する事業を実施し、市民参加の促進と健康づくりに対する意識の高揚を図ります。
- びんころ運動*の推進など、生活習慣病予防について学ぶ機会を提供し、市民の健康増進を図ります。
- 乳幼児から高齢者までの各年代における、歯の健康や予防などの意識の向上を図ります。
- 森林セラピーにおいて、市民向け体験ツアーなどの開催と、さまざまなメディアを活用した広報活動を行うなどにより普及を図ります。
- 市民の健康増進を図るため、新クリーンセンターの余熱利用による温水利用型健康運動施設を整備し、森林セラピー基地「平尾の森」と有機的に連携するなど、健康づくりプログラムを提供します。

(3) 食育の推進

- 広報活動や地区活動を通して、生涯にわたって健康で暮らせるために、食を大切にする心を育てる基本理念について、周知・啓発します。
- 健全な食生活を実践する力を養うため、各世代での食育推進事業を展開します。
- 食生活改善推進協議会の育成や人材育成などを通じて、地域での食育事業を促進します。
- 食育推進計画に基づき、関係機関と連携協力して事業を実施することにより、地域ぐるみで食を大切にする心を育み、食育の推進を図ります。

(4) 健康管理システムの整備

- 市民の健康管理・健康増進に特定健康診査データなどを有効活用するため、健康管理システムの充実を図ります。

目標

項目(単位)	現状値	目標値
びんころステーション参加者数(人/年)	1,715 [H22]	2,000
3歳児のむし歯保有率(%)	26.71 [H22]	20.00*

*佐久市健康づくり21計画における目標数値。なお、本項目の県内の現状値は20.83%(H22)である。

チャレンジ!!

食育を通して食を大切にする心を育み、朝食を毎日食べる小学生・中学生の割合を100%にします。

(A 魅力倍増プロジェクト)

*佐久市食育推進基本計画：市民の健康長寿を目指し、食に関する知識の習得や健全な食生活の実践、佐久の食の継承などを唱える計画。

*びんころ運動：「ピン・ピン・コロリ」(健康のまま天寿を全うする意味)をヒントとし、これを核とした生活習慣病予防のための啓発活動。

*森林セラピー：森林内での保養活動の効果を医学的に証明し、森林環境を利用しながら人々の心身の健康維持・増進を図る取り組み。

*温水利用型健康運動施設：温水を利用して基礎体力の向上や軽い全身運動を行うための施設。

保健活動

前期の主な取り組み

- 特定健康診査・各種がん検診について、広報や個別勧奨をさまざまな機会を捉えて実施した結果、受診率が向上しています。
- 寝たきり予防のため、保健師などによる健康相談や栄養士・健康運動指導士が行う健康教育・健康に関する講話や実践教室などを実施しています。
- 訪問指導や介護者の交流事業により、老後の生活支援や介護者の負担軽減に努めています。
- HIV感染症（エイズ）やインフルエンザなどの感染症について、予防対策の周知や相談・検査体制についての情報提供を通じて正しい知識の普及を図っています。
- 新型インフルエンザの出現の際に対策行動計画を策定するなど、流行の兆しのある感染症については、情報提供の強化を図ることによって流行の未然防止に努めました。
- 結核検診車の市内巡回を通じ、結核検診の受診率の向上を図っています。
- 精神障がい者支援として、障害者自立生活支援センターを中心にケア体制を構築しました。
- 精神障がい者が地域で生活を送れるよう、デイケアや生活相談を行うほか、家族会事務局として家族・当事者の自立支援を行っています。

現状と課題

- 5大疾病（悪性新生物・脳血管疾患・心疾患・糖尿病・精神疾患）の発症リスクの減少のため、特定健康診査の結果やレセプトのデータ解析を行い、市民の生活習慣の動向を多角的に把握する必要があります。
- 特定健康診査の受診率向上のため、健康教育や広報活動の一層の充実を図るとともに、医療機関と連携した特定保健指導などを含め、より効率的な指導方法を検討する必要があります。
- 高齢化が急速に進む中で、今後も寝たきり予防のための老人保健事業や訪問活動を拡充する必要があります。
- 認知症に対する理解を深めていくために、引き続き、啓発活動を行う必要があります。
- HIV感染症、インフルエンザなどの感染症予防対策について、引き続き国・県と連携した周知・啓発が必要であるとともに、発症の際の速やかな対応が求められています。
- 精神保健事業の充実を図るため、各種関係機関との連携を強化し、地域ぐるみでの精神障がい者に対する支援を促進する必要があります。
- 心の健康づくりの観点から、悩みを抱える人やその家族の相談支援体制を強化するとともに、自殺の防止を図るための施策を展開する必要があります。

後期の主な取り組み

- (1) 生活習慣病予防の推進
 - 生活習慣病の予防や重症化の防止のため、検診データやレセプトの多面的な分析に基づき、健康に関する課題を把握するとともに、各世代に応じた新たな保健活動に取り組みます。
 - 広報活動や地区活動を通して、生活習慣病予防に着目した健診やがん検診の受診の必要性を周知・啓発するとともに、早期発見・予防のために受診率の向上を図ります。
 - 喫煙・食生活・運動などの生活習慣を改善するなど、一次予防活動に取り組むとともに、特定保健指導などを中心に、各世代での保健指導を充実させます。
- (2) 高齢者保健の充実
 - 寝たきり予防のための訪問活動を充実させ、高齢者保健事業を効果的に推進します。
 - 認知症に対する理解をより多くの人に深めてもらうため、認知症予防相談・啓発事業を推進します。
 - 認知症サポーター養成事業を通じ、地域で認知症の高齢者を見守り、支えていくための支援者を育成します。
- (3) 感染症予防対策の推進
 - 国・県と連携して、HIV感染症やインフルエンザなどに対する正しい知識の普及と予防意識の啓発を図ります。
 - 感染症の感染拡大傾向の把握や予防接種の効果的実施、発症の際の行動計画の策定など、情報収集と流行防止に努めます。

(4) 精神保健の充実

- 「心の相談日」を開設するなど、精神保健における相談体制を強化します。
- 自殺防止の普及啓発と自殺予防に関わる人材育成のため、ゲートキーパー*の養成とその役割の周知を行います。
- 関係機関との連携を図り、ネットワークを構築することによって、地域ぐるみでお互いの心の健康に配慮しながら支え合う体制を整備します。
- 精神保健に関する研修や情報共有を通じ、精神疾患に対する偏見のない地域づくりを目指します。
- 精神障がい者が地域で安心して生活できるよう、生活相談などの支援を行います。

目標

項目（単位）	現状値	目標値
メタボリックシンドローム該当者予備軍の割合（%）	25.2 [H21]	15.2*

*厚生労働省社会保障審議会の掲げる削減目標に基づく

チャレンジ！！

住みやすい社会を目指し、多様な悩みを抱える方を支援する絆を拡大するなど、「生きるための支援」に取り組むことにより、自殺者0人を目指します。
(C 新しい仕組みづくりプロジェクト)

*ゲートキーパー：悩んでいる人の自殺のサインに気づき、声をかける、話を聞く、必要に応じて関係する専門相談機関へつなぐなどの役割を期待される人材

医療

前期の主な取り組み

- 佐久医師会の協力のもとで、浅間総合病院内に休日小児科急病診療センター・平日夜間急病診療センターを開設しました。
- 佐久歯科医師会の協力のもとで、サングリモ中込内に休日救急歯科診療所を開設しました。
- 各病院の医療連携機能整備に伴い、担当者会議の開催や情報交換が定期的に行われるようになり、病病連携・病診連携を始めとする地域全体での医療体制の整備が促進されました。
- 佐久総合病院再構築*にかかる地域の医療体制を協議する「佐久市医療体制等連絡懇話会」が開催され、佐久市における地域完結型の安定的な医療供給体制の構築を目的に、医療連携を行うことについて長野県、佐久市、長野県厚生連が立会者となり、佐久医師会、浅間総合病院、佐久総合病院の3者により協定を締結しました。
- 浅間総合病院は、老朽化・狭あい化していた病棟や外来診療室などの改築を行う第一次整備を実施しました。
- 浅間総合病院は、病院改革プランに基づき、平成22年度から地方公営企業法の全部適用を行い、経営責任の明確化や職員の経営参画意識、コスト意識改革を図るなかで病院財政の健全化を図りました。

現状と課題

- 休日小児科急病診療センター・平日夜間急病診療センターの診療時間の見直しや、休日救急歯科診療所の一層の定着を図るなど、地域の救急医療体制の継続に柔軟な対応を図る必要があります。
- 近隣地域の医療供給体制の変化が市の医療体制に大きな影響を与えるため、東信地域全体を考慮した上で、佐久地域での医療体制の充実を考える必要があります。
- 第2次救急医療*・第3次救急医療*など、各医療機関が持つ本来の機能を効果的に発揮できるようにするためには、患者や家族が症状に応じて医療機関を使い分けることが重要となることから、各医療機関の役割を周知し、かかりつけ医制度を普及させる必要があります。
- 「病院完結型医療*」から「地域完結型医療*」へのシフトを効果的に行い、地域での持続可能な医療提供体制を確保し、さらに医療費をより効率的かつ有効に利用するため、病院や一般診療所など地域の医療機関の役割分担や、実務的なシステムなどを構築し、医療連携を推進する必要があります。
- 浅間総合病院は、良質な医療を提供するため、第一次整備に引き続き、手術室の充実や給食棟の改修、療養病床の整備など、第二次の整備を行う必要があります。

- 浅間総合病院は、地域中核病院として、経営の健全化を図りながら、専門化した高度医療の確保、医療スタッフや保健活動の充実に努める必要があります。
- 病院、病床の機能分化により、慢性期病院(床)や在宅医療の重要性が高まっています。

後期の主な取り組み

- (1) 地域医療体制の充実
- 医療ニーズ、疾患などに着目して必要な地域医療体制のさらなる充実を図ります。
 - 高齢化に対応し、保健・医療・介護の各段階との連携を強化します。
 - 地域全体で医療を守っていくため、症状などの状況に応じた医療機関へのかかり方やかかりつけ医を持つことについて啓発するなど、医療の受け手となる市民の理解を得られるよう情報提供の充実を図ります。
 - 病病連携・病診連携にあたり、患者に関する情報を安全かつスムーズに相互提供するシステムを構築するなど、地域ぐるみで医療の安全を向上させます。
 - 医療関係者などとの連携を密にし、地域完結型医療の構築を進めるため、佐久市医療体制等連絡懇話会などを通じ連携協議を進めます。
 - 本市における良好な医療提供体制を堅持するため、佐久総合病院の再構築の実現に向けた支援を行います。
 - 休日小児科急病診療センター、平日夜間急病診療センター及び休日救急歯科診療所など、地域の救急医療体制について、佐久医師会・佐久歯科医師会の協力を得ながら柔軟に対応します。

(2) 浅間総合病院の充実

- 患者の快適な療養環境にも配慮し、専門的医療にも対応するため、地域中核病院にふさわしい施設の計画的整備を進めます。

- 新しい医療体制を支える医師などの有能なスタッフを確保します。
- 少子化や子育て支援に対応して、周産期医療・不妊治療・小児医療のさらなる充実を図り、子どもに対する保健活動を促進します。
- 在宅療養者の増加に対応して、医療と介護、福祉の連携を図り、在宅支援を充実させます。

目標

項目(単位)	現状値	目標値
浅間総合病院第二次整備事業進捗率(%)	0 [H22]	100

チャレンジ!!

市民・地域・医療機関との連携・協力を進め、日常生活圏において必要ときに必要な医療サービスを受けることのできるよう地域に密着した地域完結型医療を構築します。
(C 新しい仕組みづくりプロジェクト)

*佐久総合病院再構築:佐久総合病院について、救急・急性期医療、専門医療に特化し、地域医療支援病院を目指す佐久医療センターと、地域に根差した医療を提供する佐久総合病院(本院)に機能分割し整備すること。
*病病連携・病診連携:患者のその時々々の病態に合った医療を効率的に提供するため、病院と診療所、或いは専門の違う病院が互いに連携して医療を提供するしくみのこと。
*第2次救急医療:入院治療を必要とする重症患者への救急医療のこと。
*第3次救急医療:第2次救急医療では対応できない重篤患者への高度な救急医療のこと。
*病院完結型医療:急性期から回復期といった、治療の全てを一つの医療機関で行う医療体制のこと。
*地域完結型医療:医療機関の相互の役割分担や連携により、地域全体で必要な医療を提供する体制のこと。

医療保険・国民年金

前期の主な取り組み

- 国民健康保険加入者に対する特定健康診査・特定保健指導の義務化により、生活習慣の改善や疾病予防が促進されています。
- 健康の保持増進や疾病の予防・早期発見・早期治療のため、人間ドックを受診する加入者に対して補助金の支給を行っています。
- 後期高齢者医療制度が施行されてから3年が経過し、周知活動により制度に対する市民の理解が進んでいます。
- 国民年金制度への理解と関心を高めるため、広報活動や年金相談を実施しています。

現状と課題

- 国民健康保険財政は、雇用・経済情勢の低迷により国民健康保険税の収納率が低下傾向にあることから、厳しい運営状況にあります。
- 本市の一人あたり医療費は、県内78市町村中58位（平成21年度）と比較的低い状況にありますが、国保加入者の高齢化や医療の高度化が進み、一人あたり医療費の増高傾向が続いていることから、今後も、特定健康診査・特定保健指導などによる疾病予防や早期発見・早期治療に向けた取り組みを進める必要があります。
- 特定健康診査は、国で定めた受診率目標値65%達成に向けた取り組みを継続する必要があります。
- 後期高齢者医療制度は市民にも周知・理解されてきましたが、国はさらに新たな高齢者の医療制度創設に向けた準備を進めており、今後の国の動向を注視していく必要があります。
- 国民年金は、年金制度に対する関心が深まり相談件数は増加していますが、保険料の収納率は依然として低い傾向にあります。

後期の主な取り組み

- (1) 国民健康保険の健全運営
 - 納税意識の高揚やコンビニ収納により収納率の向上を図ります。
 - 特定健診における健診データなどによる保健指導を推進し、疾病予防や病気の早期発見・早期治療により、国保制度の健全運営に努めます。
 - 充実した健康教育や保健指導などを通じて健康に対する意識の高揚を図り、特定健康診査の受診率の向上に努めます。
- (2) 後期高齢者医療制度への対応
 - 今後の国の動向を注視しながら後期高齢者医療制度への対応を図ります。
- (3) 国民年金制度の適正な推進
 - 日本年金機構と連携しながら、国民年金制度に関する広報活動を充実することにより、保険料の未納防止や無年金者の解消に努めます。

目標

項目(単位)	現状値	目標値
国民健康保険税収納率 (現年課税分)(%)	90.26 [H22]	100.0

チャレンジ!!

特定健康診査の受診率を65%*まで引き上げます。
(B 弱点克服プロジェクト)
*厚生労働省が、特定健康診査の制度開始時に市町村の目標受診率として定めた数値。

*コンビニ納付: 国民健康保険税や市県民税、下水道使用料など、市税や料金の一部がコンビニエンスストアでも納付できる制度。

第3節 安心して子どもを産み育てられる子育て支援

子育て支援・児童福祉

前期の主な取り組み

- 育児相談や乳幼児の健診など、各種子育て支援事業を実施しています。
- ながの子育て家庭優待パスポート事業*の開始や、乳幼児等福祉医療費給付対象者を小学生まで拡大し、子育て家庭への経済的負担の軽減を図りました。
- 岩村田保育園の改築により、保育環境の改善を行いました。
- 平成20年度までに1小学校通学区に1館ずつの児童館の整備が終了し、放課後児童対策を含めた全児童に対応できるようになりました。
- 平成18年度より浅間総合病院で病児保育を、岸野保育園で病後児保育を開始しました。
- 保育園や学校などの関係機関と連携し、児童虐待の早期発見に努めるとともに、防止のための啓発活動を行っています。
- 児童館の午前中開放や子育てサロン、つどいの広場の実施・開催により、子育てに関する不安の解消を図っています。

現状と課題

- 核家族化や就労形態の変化などにより、子育てに対する市民ニーズはますます多様化しているため、さらに社会全体で子育てを支援するための施策を推進する必要があります。
- 子どもを安心して産み育てることができるよう、引き続き市民ニーズに応じた子育て環境を整備する必要があります。
- 児童虐待の根絶に向け、早期発見と啓発活動のさらなる充実を図る必要があります。
- 保育所の老朽化が進みつつあることから、地域の状況に応じて改築・統合などを検討する必要があります。
- 平成27年度に開校が予定されている岩村田地区北部新小学校に対応して、児童館を整備する必要があります。

後期の主な取り組み

- (1) 子育て支援ネットワークの拡充
 - 育児不安を解消するために、相談・指導内容の充実を図ります。
 - 子育てサロンやつどいの広場など、子育て支援事業を推進します。
 - 子育て世帯への経済的負担の軽減などを図るため、ながの子育て家庭優待パスポート事業を推進します。
 - 家庭・学校・企業・地域社会との連携強化を図り、子育てする家庭を支えながら社会全体で次世代を担う人材を育成します。
 - 児童虐待の早期発見・予防のため、関係機関と連携し、啓発活動を強化します。
 - 保護者と協力し、乳幼児の健やかな成長に資する食育を推進します。
- (2) 保育サービスの充実
 - 施設の改築や設備の充実など、保育環境の整備を推進します。
 - 施設の統合や民間活力の導入による保育所の管理運営の検討を進めます。
 - 乳児保育、延長保育、休日保育、病児・病後児保育など、ニーズに応じた保育内容の充実を図ります。
- (3) 児童館の整備と運営
 - 岩村田地区北部新小学校の建設に合わせて児童館の整備を行います。
 - 児童の豊かな心を育むため、地域と協力・連携しながら、特色ある児童館運営に努めます。

目標

項目(単位)	現状値	目標値
子育てサロンの利用者数(人)	7,908 [H22]	8,300
つどいの広場の利用者数(人)	15,099 [H22]	15,800
児童館の利用者数(人)	303,975 [H22]	319,000

チャレンジ!!

佐久市の合計特殊出生率を1.6から1.9まで伸ばします。
(A 魅力倍増プロジェクト)

*ながの子育て家庭優待パスポート事業：子育て家庭を地域全体で支えるため、県と連携して行う事業。子育て家庭が協賛店舗で買い物などの際にカードを提示すれば、割引など各種サービスを受けられる。

母子保健

前期の主な取り組み

- こんにちは赤ちゃん事業による新生児訪問を実施し、母子への継続的な支援を行っています。
- 乳幼児健診の受診率について95%以上を維持するとともに、診察機会を利用した相談事業などの育児支援を継続的に実施しています。
- 不妊治療に要する保険適用外の治療費の一部を助成する、コウノトリ支援事業の普及が進み、誕生する子どもの数も増加しました。
- 浅間総合病院は、不妊治療を受ける夫婦が年々増加の傾向にあることから、不妊治療に対する経済的負担の軽減と治療の受けやすい環境整備のため、県内10番目となる不妊治療費助成事業指定医療機関として県から指定を受けました。
- 母子保健に関する支援会議を通じ、関係機関との連携や、情報の共有化を行い、様々な課題に対する早期の対応を図っています。

現状と課題

- 育児不安を軽減するためには出産前からの関わりが重要であるため、パパママ教室を充実させるなど、育児に対するサポート体制を強化する必要があります。
- 乳幼児の健やかな成長のため、全員が健康診査を受けられるよう、父母に対し健診の必要性などの啓発を図る必要があります。
- 子どもが欲しいと望んでいるにもかかわらず、不妊に悩み、実際に治療を受けている夫婦の身体的・精神的・経済的負担が軽減されるよう、引き続き、支援をする必要があります。
- 育児に対する多種多様な不安に対応するため、母子保健スタッフのスキル向上が課題となります。
- 母子保健、子育て支援ネットワーク事業の推進のため、各種分野との連携を強化する必要があります。
- ポリオについては、国が不活化ワクチンへの移行を検討中のため、今後の状況を注視していく必要があります。
- 思春期における母性父性の育みについて、学校との連携を強化し、思春期ふれあい体験学習事業などを推進する必要があります。

後期の主な取り組み

- (1) 母子保健事業の推進
 - パパママ教室・こんにちは赤ちゃん事業・子育てママさんサポート事業の充実を図り、出産・育児支援事業を推進します。
 - 乳幼児健康診査と診査後のフォロー教室・相談体制の充実を図ります。
 - コウノトリ支援事業による不妊治療の助成を通じて、安心して不妊治療を受けられる環境づくりを推進します。
 - 子育て支援専門員・乳幼児健診のスタッフなど、母子保健事業関係者のスキルの向上と連携の強化を図ります。
 - 予防接種の必要性や接種後の効果などの啓発を図り、計画的な接種勧奨に努めます。
- (2) 思春期保健事業の推進
 - いのちの尊さを学び、母性父性を育む機会として、思春期保健事業の推進を図ります。

目 標

項目(単位)	現状値	目標値
こんにちは赤ちゃん事業訪問率(%)	96 [H22]	100

チャレンジ!!

父母への啓発活動の強化などにより、乳幼児健診受診率100%を目指します。
(A 魅力倍増プロジェクト)

*不活化ワクチン: 化学処理によって毒性をなくし、免疫を付けるのに必要な成分のみを取り出したワクチン。ポリオの不活化ワクチンは、接種によってポリオを発症する恐れのある生ワクチンよりも安全と言われる。